

令和 4 （2022）年度～令和 8 （2026）年度


島 根 県

島根県の最上位の行政計画となる「島根創生計画」（2020～2024年度）で掲げる，概ね10年後の島根の目指す将来像「人口減少に打ち勝ち，笑顔で暮らせる島根」の実現に向け，すべての人が性別に かかわりなく，その個性と能力を十分に発揮するとともに，互いにその人権を尊重しつつ，喜びも責任 も共に分かち合う「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠です。

そのため，島根県ではこれまでの取組の成果や現状と課題を検証し，令和4年（2022年）3月に「第 4 次島根県男女共同参画計画」を策定しました。

## 2 島根県が目指す男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の形成を進める上での理念を共有するため，目指す姿を第3次島根県男女共同参画計画が掲げる姿を承継しつつ，新しい視点や施策の方向性を踏まえ，次のように描きます。


## すべての女性が自分らしくきらめく島根 <br> ～認め合い高め合いベストバランスで暮らす新たな時代へ～ <br> 多様な価値観を認め合い，性別にかかわりなく誰もが，仕事と生活など それぞれの最適バランスで，自分らしくいきいきと暮らし続けられる島根

［家庭では］家事，育児，介護などを家族みんなで協力し合いながら，笑顔で暮らしています。
［地域では］誰もが地域活動やボランティア活動などに積極的に参加し， お互いが支え合いながら，安心して暮らしています。
［職場では］働きやすい職場環境が整備され，一人ひとりが個性や能力を しっかり発揮しながら，いきいきと働いています。
［学校では］お互いの個性を認め合う，心豊かな子どもたちが育っています。


## 3 計画の位置づけ

この計画は，下記の計画として位置づけます。

- 男女共同参画社会基本法第14条第1項に規定する「都道府県男女共同参画計画」
- 島根県男女共同参画推進条例第11条第1項に規定する「男女共同参画計画」
- 本計画の基本目標1に係る部分については，女性活躍推進法第 6 条第1項に規定する

「都道府県推進計画」

## 4 計画の期間

計画期間は，令和 4 （2022）年度～令和 8 （2026）年度までの 5 年間

5 計画策定にあたっての横断的な視点

## －新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中，雇用環境の悪化やOVの深刻化，固定的な性別役割分担意識に基づく家庭生活での負担増など，平時からの諸課題が顕在化し，女性の生活に負の影響をもたらしています。

一方で，男女ともに働き方の可能性が広がるテレワークの拡大など，男女共同参画社会の形成に向けた契機となり得 る状況があり，こうした社会変化を踏まえながら，感染の状況に応じて弾力的に対応していく必要があります。


## （2）性の多樣性の尊重

性的指向•性自認（性同一性）に関することについては現在広く議論が行われており，性別にかかわりなく誰もが，それぞれの個性と能力 を発揮し対等に参画できる社会の実現に向けて，本計画においても性 の多様性を尊重することが重要であることは言うまでもありません。

本計画において島根県が目指す社会は，性別にとらわれることなく，性の多様性を前提として，一人ひとりの人権が尊重される社会です。

## （3）SDGsの推進

島根県は，国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残 さない」という理念を共有しながら，施策に取り組んでいきます。

ゴール 5「ジェンダー平等とすべての女性•女児のエンパワーメント」は，男女共同参画の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なっており，本計画の施策を着実に進めていくことが，SOGsの推進につながります。

## SUSTAINABLE Cén A S DEVELOPMENT



## あらゆる分野で女性が 

女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置（ポジティブ・アクショ ン）の実行や働き方改革等の推進を通じて，男女間格差の改善や女


性の能力発揮の促進が少しずっ図られてきているものの，まだ十分な状況には至っていません。
そのため，仕事や地域活動など，あらゆる分野において，女性一人ひとりが，本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境づくりを進めます。

また，子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより，子育てや介護をしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活が送られる社会を目指した取組を推進します。

## 現 状と 課 題

－育児をしている女性の有業率
島根県の育児をしている女性の有業率 は81．2 \％（全国64．2 \％）で全国1位。

年齢別でもすべての年代で全国平均値 を大きく上回り，結婚や子育 て期を迎えても就労を継続す る女性が多くなっています。



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

## －家庭の中での担当の偏り

家庭における役割分担では，日常生活 における家庭の仕事等のうち，家事•育児•介護に関する5項目は，「該当する仕事は ない」場合を除いて，すべて妻がすること が多くなっています。

誰もが安心して子育て・介護や仕事に取り組むことができるよう，夫婦間での分担の見直しや，職場において子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができ る環境を整えるこ とが必要です。


資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識•実態調查」

## 重点目標1 1 あらゆる分野での活躍推進

○ 女性一人ひとりが，あらゆる分野で活躍できる環境の整備〔主な取組〕

- 女性の就職相談窓口「レディース仕事センター」の設置
- 正規雇用や起業を望む女性を対象とした講習会等の開催
- 「しまね女性の活躍応援企業」の登録促進



## 重点目標2 1 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

## －子育て世代に向けた支援の充実

## ［主な取組〕

- 産前•産後時の家事•育児支援，産後のケアに取り組む市町村の支援
- 放課後児童クラブの開所時間の延長等への支援
- 従業員の子育てを積極的に支援する

「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」の認定制度の普及
－子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり


## ［主な取組〕

－男性の積極的な育児等への参加の促進
－企業の女性活躍推進や仕事と生活の両立支援に向けた取組の支援
－従業員の出産や育児による離職を減らすための復職支援や子育てし やすい柔軟な働き方ができるよう な休暇•勤務制度の導入に取り組む事業者等の支援


○数値目標．

|  | 項 目 | 直近値（R3） | 目標値（R8） |
| :---: | :--- | :---: | :---: |
| 1 | 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数 | 244 （R2） | 265 人 |
| 2 | 係長以上の熾への女性の登用割合 | $18.4 \%(R 2)$ | $30.0 \%$ |
| 3 | しまね女性の活躍応援企業登録企業数 | 288 社（R2） | 625 社 |
| 4 | こっころカンパニ一認定企業数 | 368 社（R2） | 560 社 |
| 5 | 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合 | $69.8 \%$ | $80.0 \%$ |
| 6 | 男性の育児休業制度を利用した割合 | $2.5 \%(R 2)$ | $30.0 \%$ |
| 7 | 女性が働き続けやすいと感じる女性の割合 | $40.5 \%$ | $50.0 \%$ |

## 基本目標 II

## 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる



社会のしきたりや慣習などは，それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものですが，そこには固定的 な性別役割分担意識や性差に関する偏見•固定観念，アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等を反映したものがいまだに多く見られます。

そのため，子どもから大人まで様々な世代において，固定的な性別役割分担意識を植え付けず，また押 しつけない取組，男女双方の意識を変えていく取組を通して，男女共同参画を推進します。

## 現 状 と 課 題

－固定的な性別役割分担意識
固定的な性別役割分担意識に関する5 つの事柄について，「男は外で働き，女は家庭を守るべきだ」という意識に否定的な回答は 7 割ですが，それ以外の 4 つの事柄は肯定派が過半数を占めています。地域活動や家庭内などで固定的な性別役割分担意識が残っ ていることがうか がえます。



○男女の地位の平等感

男女の平等感について，「学校教育の場」以外の分野では「男性の方が優遇され ている（計）」が 4 割以上を占めています。

多くの分野で男性優遇の意識が残って いることがうかがえます。



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識•実態調査」

## 重点目標 3 ｜政策•方針決定過程における男女共同参画の推進

［主な取組］

- 県の審議会等への女性の参画推進
- 県の管理職に女性を積極的に登用
- 市町村，企業等の政策や方針決定の過程に，女性の参画が促進されるように働きかけ


## 重点目標 4 ｜地域における慣行の見直しと意識の改革

［主な取組〕

- 男女共同参画の理解促進に向けた研修会の開催
- 広報紙やホームページを活用して，男女共同参画に関する各種情報を紹介

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」


## 重点目標 5 ｜男女共同参画に関する教育•学習の推進

［主な取組］

- 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進
- 公民館やPTAの関係者を対象にした研修会の開催


## 重点目標 6 ｜地域•農山漁村における男女共同参画の推進

［主な取組］
－農業委員や農業協同組合などの関係団体の役員等への女性 の登用について働きかけ
－島根県男女共同参画サポーター（キラふサポ）と市町村が連携 した男女共同参画の取組を支援
－女性を中心とするグループの地域での活動の支援

## 重点目標7｜防災対策における男女共同参画の推進

［主な取組］

- 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
- 数値目標


| 項 目 |  | 直近値（R3） | 目標値（R8） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 県の審議会等への女性の参画率 | 47．0\％ | 50．0\％ |
| 9 | 県職員の管理職に占める女性の割合 | 13．0\％ | 15．0\％（R6） |
| 10 | 男女の地位が平等だと思う人の割合（7分野平均） | $33.6 \%$（R元） | 40．0\％（R7） |
| 11 | 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合 | 79．2\％ | 88． $0 \%$ |
| 12 | 農業委員に占める女性の割合 | 12．5\％（R2） | 30．0\％ |
| 13 | 農業協同組合の役員に占める女性の割合 | 10．9\％ | 15．0\％ |
| 14 | 家族経営協定締結数 | 216戸（R2） | 221戸 |
| 15 | しまね女性ファンドの採択件数のうち，新規の活動に係る件数 | 98件（H28～R3） | 100件（R4～8） |
| 16 | 県防災会議の女性委員の割合（会長を含む） | 40．3\％ | 50．0\％ |

## 基本目慓 III

## 人権が尊重され， <br> 安全•安心に暮らせる社会をつくる

男女間における暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり，男女共同参画社会を実現していく上で，あらゆる暴力の根絶に向けた取組は必要不可欠なことです。


また，人生100年時代を見据え，誰もが生涯にわたって健康を享受するためには，男女がお互いの身体的特質を理解し，支え合いながら生きていけるよう，生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくり を進める必要があります。

加えて，様々な困難な状況に置かれている人々が，安心して生活することができる環境づくりを進めます。

## 現 状 と 課 題

（ 女 性相談
島根県女性相談センターにおける女性相談の件数は，例年3，500件を超え，その うちOVを主訴とする相談は500件程度と依然高い状況にあります。

DVを含むあらゆる暴力の根絶に向けて，幼少期からの人権教育や若年層に対する暴力の予防教育，広く県民に対してDVに ついての正しい認識を深めるための普及啓発等を行うとともに，被害者の多様なニーズ に応じたきめ細かな支援体制の充実など，社会環境の整備に努める必要があります。

※女性相談センター等，県の女性相談窓口で受け付けた件数資料：島根県女性相談センター調査

## －がん検診受診率

本県の死亡原因の第1位となっているが んについては，死亡率の低減につなげる ため，がん検診を適切な体制の下で実施 するとともに，受診率向上対策を行うこと が重要です。

がん検診受診率は，5つのがん種の中 でも女性に特有な乳がんや子宮頸がんが低く，特に受診啓発に努める必要があります。

※がん検診受診率（令和元（2019）年，40～69歲（子宮頸がんのみ20～69歲））資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

## 重点目標 8 ｜男女間におけるあらゆる暴力の根絶

## ［主な取組〕

－OVや性犯罪など，個人の人権を著しく侵害し，男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた教育や啓発，相談支援体制の強化
－ハラスメント防止対策の推進


## 重点目標9｜生涯を通じた男女の健康づくりの推進

［主な取組〕
－男女ともに健康寿命を延伸するよう，県民運動として生活習慣改善等に取り組む「しまね健康寿命延伸プロジェクト」の展開

- 妊娠•出産期における女性の健康支援
- がん検診の受診啓発



## 重点目器10｜誰もが安心して暮らせる環境の整偳

［主な取組〕
－ひとり親家庭，生活困窮者など，様々な困難な状況に置かれ ている女性等が安心して暮らせるよう，関係機関との連携の強化と自立の支援
－高齢者•障がい者•外国人が安心して暮らせる環境整備の推進
－人権尊重の観点からの啓発•教育の推進

（ 数値目標

| 項 目 |  | 直近値（R3） | 目標値（R8） |
| :---: | :--- | :---: | :---: |
| 17 | 学校におけるデートOV等に関する予防教育の実施率 | - | $80.0 \%$ |
| 18 | DV被害者が相談した割合 | - | $60.0 \%(R 7)$ |
| 19 | 妊娠初期（妊娠ll週以下）からの妊娠届出率 | $89.4 \%(R$ 元） | $95.0 \%(R 7)$ |
| 20 | 健康長寿しまねの県民運動参加者数（延べ人数） | $167.512 人(R 2)$ | $305,171 人$ |
| 21 | 乳がん検診受診率 | $43.7 \%(R$ 元） | $50.0 \%(R 7)$ |
| 22 | 子宮がん（頸部）検診受診率 | $39.0 \%(R$ 元） | $50.0 \%(R 7)$ |
| 23 | 県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合 | $87.5 \%(R 2)$ | $80.0 \%$ |
| 24 | 人権に配慮する人か増えたと思う人の割合 | $47.3 \%$ | $55.0 \%$ |

（第4次島根県男女共同参画計画 施策体系


第4次島根県男女共同参画計画の全文は県のホームページに揭載しています。
https：／／www．pref．shimane．Ig．jp／life／jinken／danjo／danjo／4th＿plan．html
島根県政策企画局女性活躍推進課
〒690－8501 島根県松江市殿町l番地 TEL：0852－22－5629 FAX：0852－22－6155
E－mail ：josei－katsuyaku＠pref．shimane．lg．jp

